

犯罪少年に関する一九四五年二月二日のオルドナンス第四五一一七四号(三・完)

フランス刑事立法研究会

井上, 宜裕
九州大学大学院法学研究院 : 教授

<https://doi.org/10.15017/1786470>

出版情報 : 法政研究. 83 (1/2), pp.111-123, 2016-10-03. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

犯罪少年に関する一九四五年二月二日の オルドナンス第四五、一七四号（三・完）

フランス刑事立法研究会（訳）

はしがき

犯罪少年に関する一九四五年二月二日のオルドナンス第四五

一七四号

第一章 総則

第二章 手続（以上、八一巻一・二号）

第三章 少年裁判所及び少年重罪法院（以上、八二巻四号）

第三章の二 少年軽罪裁判所

第三章の三 少年に対する刑事手続の休止

第四章 監視付自由

第五章 雑則

第六章 海外領土及びマイヨット県において適用される規定

（以上、本号）

第三章の二 少年軽罪裁判所

第二四一一条（二〇一一年二月二六日の法律第二〇一一
一九四〇号第五条（VD）により修正）

①一六歳以上の少年が、法定累犯の状態で行われた、三年以上の拘禁刑で処罰される、一つまたは複数の軽罪について訴追される場合、当該少年は、少年軽罪裁判所によって裁判される。

②少年軽罪裁判所は、第三項及び第五項を除く刑事訴訟法第三九八条に規定される態様に従って構成される。少年軽罪裁判所は、少年係判事がその長を務める。

③少年軽罪裁判所に事件を移送した少年係判事は、この裁判所の裁判長になることができない。

④少年軽罪裁判所の裁判長は、第三項に規定される兼職禁止、及び、大審裁判所における少年係判事の数に鑑みてやむをえない場合には、控訴院管轄に所在する少年裁判所の少年係判事で、控訴院院長の命令によって指名された者に担当されうる。

⑤少年裁判所に関する本オルドナンス第三章の規定は、少年軽罪裁判所に適用される。但し、第一四条に関して、行為時に少年で弁論開始日には成人である被訴追者は、刑事

訴訟法第四〇〇条最終項に規定される条件において、弁論の公開を請求することができる。

⑥少年軽罪裁判所は、同様に、少年に非難が向けられる軽罪と牽連関係にある軽罪及び違警罪の判決、とりわけ、少年に非難が向けられる軽罪に対する成人の共同正犯者または共犯者の判決につき管轄を有する。

第二四二条（二〇一一年八月一〇日の法律第二〇一一―一九三九号第四九条により創設）

以下の方法により、少年軽罪裁判所に事件が係属される。

一 第八条及び第九条の適用による少年係判事または予審判事の移送命令

二（二〇一一年八月四日の憲法院裁決第二〇一一―六三五号DCによって憲法不適合と宣言された規定）

三（二〇一一年八月四日の憲法院裁決第二〇一一―六三五号DCによって憲法不適合と宣言された規定）

第二四三条（二〇一一年八月一〇日の法律第二〇一一―一九三九号第四九条により創設）

①一六歳以上の少年に対して被疑事実が証明される場合、

少年軽罪裁判所は、第一五二条乃至第一七条及び第一九条に規定される教育的措置及び制裁を宣告することができる。

②少年軽罪裁判所は、同様に、第二〇一二条乃至第二〇一八条に定められる条件において刑罰を宣告することができる。

第二四四条（失効）

第三章の三 少年に対する刑事手続の休止

第二四五条（二〇一一年八月一〇日の法律第二〇一一―一九三九号第五〇条により創設）

①刑の免除及び宣告猶予に関する刑法第一三二―一五八条乃至第一三二―一六五条は、少年に適用される。免除及び宣告猶予は、同様に、教育的措置及び教育的制裁の宣告についても命じられうる。

②但し、教育的措置、教育的制裁または刑罰の宣告猶予は同様に、評議部で裁判する少年係判事、少年裁判所または少年軽罪裁判所が次のように思料する場合にも命じられうる。

一 少年の人格の発展が見込まれ、宣告猶予が適當である

二 少年の人格に関する補足的調査が必要である

③その際、事件は審判に付され、この審判は、遅くとも六ヶ月以内に行われなければならない。

第二四一六条 (二〇一一年二月二六日の法律第二〇一一―一九四〇号第二条により修正)

①教育的措置、教育的制裁または刑罰の宣告を猶予する、評議部で裁判する少年係判事、少年裁判所または少年軽罪裁判所は、少年に対して、一時的に、公的施設もしくはこのために認可された施設への収容、先決的監視付自由措置、第一二一条に規定される条件の下での援助もしくは賠償の措置もしくは活動、または、第一六条の三に規定される条件の下での日中活動措置を命じることができ、必要な場合、一六歳以上の少年については、国民役務法第一三〇一条乃至第一三〇五条において挙げられる、国防参入の公的施設における役務契約の履行による日中活動措置を命じることができる。

②第二四一五条第二項第二号に挙げられる事例において、前項の判事または裁判所は、第八条に規定される調査措置の一つを命じる。

③宣告猶予が評議部で裁判する少年係判事によって言渡さ

れる場合、当該少年係判事は、事件を少年裁判所に移送することができる。

第二四一七条 (二〇一一年八月一〇日の法律第二〇一一―一九三九号第五〇条により創設)

①第八三条第三項及び第一四二条IIに反して、共和国検事は、裁判所が決定を下せるだけの十分な少年の人格に関する情報が一件書類中に存しないにもかかわらず、第八条の適用によるいかなる調査も命じられなかった少年に対して、裁判所への付託において本章が適用されることを請求する限りで、第八三条第三項及び第一四二条IIに定められる手続を適用することができる。

②少年裁判所または少年軽罪裁判所は、その際、少年の有责性、及び、必要な場合には私訴に関して言渡した後に、第二四一五条及び第二四一六条に従って、教育的措置、教育的制裁または刑罰の宣告を猶予しなければならない。

第二四一八条 (二〇一一年八月一〇日の法律第二〇一一―一九三九号第五〇条により創設)

刑法第一三二一六条乃至第一三二一七条は、少年に適用されない。

第四章 監視付自由

第二五条（一九五八年二月二三日のオルドナンス第五八一三〇号第一条により修正）

①監視付自由における少年の再教育は、少年係判事の権限の下、監視付自由常任委員及び篤志委員によって担当される。

②司法大臣によって任命される国家公務員である常任委員は、委員の活動を指揮、調整することを任務とする。常任委員は、その他、判事によって個別に委託された少年の再教育を担当する。

③篤志委員は、いずれかの性別の成人から選ばれる。篤志委員は、少年係判事によって任命される。

④個別の事件において、委員は、判決によって直ちに指名されるか、または、特に、第三一条に規定される管轄権限の委託の場合には、少年係判事の命令によって後に指名される。

⑤少年の監視のために監視付自由常任委員及び委員が支出した交通費、並びに、委員の活動を指揮、調整する任務の枠内で常任委員が支出した出張費は、出張時に国の文民職員によって支出された費用の償還に関する一般規則 (Reg.

lementation générale concernant le remboursement des frais engagés par les personnels civils de l'Etat à l'occasion de leurs déplacements) に規定される条件において払い戻される。

⑥国璽尚書・司法大臣、及び、経済・財務大臣の命令は、監視付自由常任委員及び委員が複数の出張を行わなければならない特殊な条件に鑑み、上記規則に対する例外的態様を定める。

第二六条（二〇〇〇年九月一九日のオルドナンス第二〇〇一九一六号第三条（V）により修正）

①監視付自由の実施体制が決定されるいずれの場合でも、少年、少年の親、後見人、少年の監護権を有する者は、この措置の性質及び目的、並びに、この措置に伴う義務について通知される。

②監視付自由委員は、少年に不品行がある場合、少年が道徳上危険な状態にある場合、監視を行うに際し計画的な妨害が存する場合、及び、収容または監護の修正が少年にとって有益であると思料される場合、少年係判事に報告する。

③少年の死亡、重大な疾病、無許可の居所の変更または不

在の場合、親、後見人、監護権者または雇用主は、遅滞なく委員に通知しなければならない。

④ 監視付自由における事故が、親、後見人もしくは監護権者側の顕著な監視の欠如、または、委員の任務遂行に際する計画的妨害に起因する場合、少年係判事または少年裁判所は、少年に対してなされる決定がいかなるものであつても、親、後見人または監護権者に対して一・五ユーロ以上七五ユーロ以下の過料 (amende civile) を宣告することができる。

第二七条 (一九四五年三月六日及び二一日の官報により訂正)

① 少年に対して命じられる保護、援助、監視、教育または改善の措置は、上記規定の留保の下、何時でも修正される。

② 少年をその家庭外に収容する決定の執行から少なくとも一年が経過した場合、親、後見人または少年自らが、親または後見人に少年を養育する能力があること、及び、この少年が十分に改善していることを証明した上で、監護権の引渡しまたは回復を請求することができる。請求が棄却された場合、同じ請求は、一年が経過した後でなければ再び

これを行うことができない。

第二八条 (一九八九年七月六日の法律第八九四六一号第一八条により修正)

① 少年係判事は、職権により、検察官、少年、少年の親、後見人もしくは少年の監護権を有する者の請求により、または、監視付自由委員の報告に基づいて、あらゆる事故、収容または監護を修正する裁判、監護権の引渡し請求について裁定を下すことができる。少年係判事は、保護または監視のあらゆる有益な措置を命じ、取られた措置を撤回または修正することができる。少年裁判所は、必要な場合、同様の権利をもつ。

② 但し、自らの親、後見人の監護に委ねられ、または、信頼に値する者に委ねられもしくは引き渡された少年に対して、第一五条及び第一六条に規定される他の措置の一つを取る理由がある場合には、少年裁判所のみが権限を有する。

第二九条 (一九八九年七月六日の法律第八九四六一号第一八条により削除)

資料
第三〇条（一九八九年七月六日の法律第八九四六一号第一八条により削除）

第三十一条（一九五一年六月二日の官報により訂正）

①以下の者は、あらゆる事故、收容または監護を修正する裁判、監護権の引渡し請求について裁定を下す権限を有する。

一 最初に裁判した少年係判事または少年裁判所。常設でない裁判所が関係する場合、または、最初の決定が控訴院によって下される場合、親の住所または少年の現居所在地に所在する少年係判事または少年裁判所が権限をもつ。

二 最初に裁判した少年係判事または少年裁判所によって承認された権限委譲に基づき、司法決定により少年が委託された親、個人、慈善団体、施設もしくは機関の住所地に所在する少年係判事または少年裁判所、並びに、少年が実際に收容されまたは逮捕された地に所在する少年係判事または少年裁判所。

②迅速性を要する事件の場合、少年が実際に收容されまたは逮捕された地に所在する少年係判事によって、あらゆる一時的措置が命じられうる。

第三二条（一九四五年三月六日及び二一日の官報により訂正）

第二二条、第二三条及び第二四条の規定は、監視付自由における事故に関して下される決定、收容または監護を修正する裁判、監護権の引渡し請求に適用される。

第五章 雑則

第三三条（二〇〇七年三月五日の法律第二〇〇七二九七号第六二条により修正）

①閉鎖型教育センターは、司法統制処分、保護観察付執行猶予もしくは外部收容の適用によりまたは仮釈放後に少年が收容される、公的施設またはコンセイユ・デタのデクレによって規定される条件において認可された民間施設である。これらのセンター内で、少年は、少年の人格に適應し強化された教育的・教育的觀察の保障を可能にする、監視・監督措置の対象となる。少年がセンターへの收容をもたらず措置から生じる義務に違反した場合、事案によって、少年の勾留または拘禁がもたらされうる。

②前項に規定される認可は、センターの任務及び役務の継続に適應した教育及び安全を提供する施設にのみ付与され

うる。

③閉鎖型教育センターへの收容の後、または、司法統制処分もしくは保護観察付執行猶予が取消され、拘禁が終了した際、少年係判事は、持続的な社会復帰のため、少年の教育的ケアの継続的保障を可能にするあらゆる措置を取る。

第三四条 (二〇〇二年九月九日の法律第二〇〇二―一三八号第二三条により修正)

①少年が第三三条に規定されるセンターの一つに收容される場合、家族手当は停止される。但し、少年係判事は、家族が少年の精神的もしくは物質的ケアに協力する場合、または、少年の家庭への復帰を促進するために、家族手当を維持することができる。

②停止される家族手当は、家族手当の分配計算において犯罪少年によって占められる部分のみに関わる。

第三五条 (二〇〇二年九月九日の法律第二〇〇二―一三八号第三二条により修正)

国民議会議員及び元老院議員は、何時でも、自らの属する県に所在する、犯罪少年を受け入れる公的または民間の施設を視察する権限を有する。

第三六条 (一九五八年二月二三日のオールドナンス第五八―二九六号第九条により削除)

第三七条 (一九四五年三月六日及び二一日の官報により訂正)

現行法によって訴追が行政官庁に留保されている犯罪の場合、共和国検事のみが、当局の事前の告訴に基づき、訴追する資格を有する。

第三八条 (一九四五年三月六日及び二一日の官報により訂正)

各裁判所において、書記官は、その形式が大臣の命令によって定められる、非公開の特別簿を保有し、そこには、監視付自由における事故に関して行われた決定、收容または監護を修正し、監護権を引渡す裁判を含む、一八歳未満の少年に関わるあらゆる決定が記載される。

第三九条 (一九四五年三月六日及び二一日の官報により訂正)

本オールドナンスの適用によって少年を恒常的に受け入れることを申し出る全ての個人、慈善団体または機関は、公

益認定を受けたものであっても、デクレによって定められる条件の下、知事から特別な認可をえなければならぬ。この規定は、同様に、一九一二年七月二二日の法律に基づいて、現に活動している個人、慈善団体及び機関に適用される。

第四〇条（一九五一年五月二四日の法律第五一六八七号
第一条により修正）

①少年が、一時的または終局的に、少年の父親、母親もしくは後見人以外の者、または、少年の監護権を有していた者以外の者に引き渡されるいかなる場合においても、扶養及び収容に係る費用の家族の負担分は、決定でこれを確定しなければならない。

②前項の家族の負担する費用は、国庫のために、刑事訴訟費用として徴収される。

③少年が受給権をもつ家族手当、加算分、扶助手当は、いづれにせよ、収容期間中、少年を扶養する個人または機関に対して支払機関によって直接支払われる。

④少年が少年養護施設に引き渡される場合、扶養及び収容に係る費用で家族に課されない部分については、国庫がこれを負担する。

第四一条（一九五一年五月二四日の法律第五一六八七号
第一条により修正）

本オールドナンスの適用範囲、並びに、特に、本オールドナンスの適用によって個人、機関または部に委託された少年の扶養、再教育及び監視費用の支払条件については、デクレでこれを定める。

第四二条（一九五一年五月二四日の法律第五一六八七号
第一条により修正）

①一九一二年七月二二日の法律及びこれを補完し修正する諸条項、並びに、被拘禁少年の教育と援護に関する一八五〇年八月五日の法律は、廃止される。

②本オールドナンスは、海外県に適用される。

第四三条（一九四五年三月六日及び二一日の官報により
訂正）

進行中の手続が、本オールドナンスの施行日に、予審判事による移送命令を受けなかった場合、当該手続は、必要に応じて、本オールドナンスの規定に従って共和国検事によって続行されるために、検察官の請求に基づき、予審判事による管轄権喪失の命令の対象になりうる。

第六章 海外領土及びマイヨット県において適用される規定

第四四条 (二〇〇一年七月一日の法律第二〇〇一—六一六号第七五条 (V) により修正)

① 第四五条及び第四六条に規定される調整の留保の下、本オールドナンスの規定は、第一六条の二第二項、第二五条、第二六条、第三九条乃至第四一条を除いて、ニューカレドニア (Nouvelle-Calédonie) 及び領ポリネシア (territoires de la Polynésie française) 及びウォリス・フツナ諸島 (iles Wallis-et-Futuna) に適用される。

② 本オールドナンスにおいて参照される刑事訴訟法の規定は、同法第六部第一編に規定される調整の留保の下、適用される。

第四五条 (二〇〇一年七月一日の法律第二〇〇一—六一六号第七五条 (V) により修正)

海外領土及びニューカレドニアにおいて、第四四條IVは、次の条件の下で適用される。

I— 仏領ポリネシアにおいて…
警察留置が行われる島に弁護士が不在の場合で、かつ、

弁護士の移動が実際上不可能と思料される場合、犯罪記録第二号票に記載される、いかなる有罪宣告、無能力または失権の対象にもなっておらず、かつ、同一の事件または牽連性のある事件で召喚されていない者との面談が行われうる。

II— ニューカレドニアにおいて…

警察留置がヌメア (Nouméa) 及びモン・ドレ (Mont-Dore) 及びデュムベア (Dumbéa) 及びパイタ (Païta) 以外の市町村で行われ、かつ、弁護士の移動が実際上不可能と思料される場合、犯罪記録第二号票に記載される、いかなる有罪宣告、無能力または失権の対象にもなっておらず、かつ、同一の事件または牽連性のある事件で召喚されていない者との面談が行われうる。

III— ウォリス・フツナにおいて…

面談は、第一審裁判所の長によって承認された者に要請されうる。

第四六条 (二〇〇一年七月一日の法律第二〇〇一—六一六号第七五条 (V) により修正)

第一〇条及び第一六条の二は、次のように修正される。
I— ニューカレドニア、仏領ポリネシア及びウォリス・フ

ツナ諸島の領土において適用されるために、第一〇条第六項の「司法大臣によって」という文言は、「局地的に適用可能な規則によって定められる条件において」という文言に置き換えられる。

II―第一六条の二三項の適用のため、少年係判事は、開放環境においてであれ、収容形態の下であれ、保護、援助、監視及び教育の措置の一つまたは複数を命じることができ

第四七条 (二〇一一年三月二九日のオルドナンス第二〇一一三三七号第五条により修正)

①第四八条及び第四九条に定められる調整の留保の下、本オルドナンスの規定は、マイヨット県 (Département de Mayotte) に適用される。

②本オルドナンスにおいて参照される刑事訴訟法の規定は、同法第六部第二編に規定される調整の留保の下、適用される。

第四八条 (二〇一一年三月二九日のオルドナンス第二〇一一三三七号第五条により修正)

マイヨット県において適用されるために、第二〇条は次

のように作成される。

第二〇条①重罪で訴追された一六歳以上の少年は、重罪法院と同様に構成される少年重罪法院によって裁判される。但し、陪席員の一人は、不能の場合を除き、少年係判事の職務に従事する大審裁判所判事によって代えられる。

②少年重罪法院は、マムズ控訴部 (chambre d'appel de Mamoudzou) の長の召喚に基づき、重罪法院の所在地で開かれる。少年重罪法院の裁判長は、必要な場合、刑事に関してマイヨット県において適用される刑事手続の規定によって定められる条件において、指名され交代する。

③少年重罪法院の裁判長及び少年重罪法院は、マイヨット県において重罪法院の裁判長及びこの法院に適用される刑事手続の規定によって与えられた権限をそれぞれ行使する。

④少年重罪法院付検事の職務は、レユニオン県のサン・ドニ控訴院付検事長 (procureur général près la cour d'appel de Saint-Denis de La Réunion) によって遂行され、書記官の職務は、マムズ控訴部の書記官によって遂行される。

⑤第一四条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定は、少年重罪法院に適用される。

⑥被告人質問の後、少年重罪法院の裁判長は、何時でも、

重罪で訴追された少年が一連の審理の全部または一部の間、退廷しよう命じることができる。

⑦ 重罪で訴追された一六歳以上の少年に関しては、マイヨット県において適用される刑事手続の規定に従って手続が行われる。

⑧ 被告人が一八歳未満の場合、裁判長は、以下の二つの質問を提起しなければならず、これに違反した場合、手続が無効となる。

一 被告人に対して刑法上の有罪宣告を行う理由があるか。
二 被告人から第二〇―二一条に規定される刑の軽減の恩恵を奪う理由があるか。

⑨ 有責と宣言された少年重罪被告人が刑法上の有罪判決の対象となるべきでないと決される場合、法院または陪審が裁定を下すことになる、少年の収容もしくは監護に関する措置または教育的制裁は、第一五―一条、第一六条及び第一九条第一項の措置または制裁である。

第四九条 (二〇一一年三月二九日のオールドナンス第二〇一―三三七号第五条により修正)

① マイヨット県において本オールドナンスが適用されるため、「控訴院特別部」という文言は、「マムズ控訴部」とい

う文言に置き換えられる。

② 本オールドナンスによつて弁護人に与えられた権限は、マムズ控訴部の長によつて承認された者により行使せらる。

第五〇条 (一九四五年三月六日及び二一日の官報により訂正)

本オールドナンスは、デクレによつて定められる日に発効する。本オールドナンスは、フランス共和国官報において公布され、法律として施行される。

C. DE GAULLE

フランス共和国臨時政府

国璽尚書、司法大臣

FRANÇOIS DE MENTHON

【補遺】

本資料の連載開始後、二〇一四年七月一〇日の法律第二〇一―四一七九〇号により、本オールドナンス第四条が修正されている。新第四条の規定は、以下の通りである。

第四条 (二〇一四年七月一〇日の法律第二〇一―四一七九〇号第一三条により修正)

I—①一三歳未満の少年は、警察留置に付されえない。但し、例外的に、一〇歳以上一三歳未満の少年が、重罪もしくは五年以上の拘禁刑で処罰される軽罪を犯したかまたは犯そうとしたことを推定させる重大または一致した兆候が存在する場合、当該少年は、刑事訴訟法第六二―二条により定められる理由の内の一つに基づき、少年保護において専門化された検察官もしくは予審判事、または、少年係判事の事前の同意及びその監督下で、一二時間を超えない範囲で当該司法官が定めた期間、司法警察職員の裁量により留置されうる。なお、この留置は、特段の事情により出頭が不可能な場合を除いて、上記司法官の面前に少年が出頭した後、当該司法官の理由を付した決定によつて、例外的に、一二時間を超えない範囲で延長されうる。この留置は、少年の供述及び管轄を有する司法官の面前への出頭に必要であるか、または、本条IIに定められる者の内の一人への引き渡しに必要である時間に嚴格に制限される。

②本条II、III及びIVの規定及び刑事訴訟法第八〇―三―六条は適用される。少年またはその法定代理人が弁護人を指名しなかった場合、共和国検事、予審の任を負う判事、または、司法警察職員は、留置開始の時点から、あらゆる手段を用いて直ちに、弁護士会会長が国選弁護人を選任するた

めに、その旨を弁護士会会長に通知しなければならない。

II—①少年が警察留置に付される場合、司法警察職員は、共和国検事または予審の任を負う判事にこの措置が通知され次第直ちに、その旨を親、後见人、少年が委託される者または部局に通知しなければならない。

②司法警察職員が前項の規定と抵触しうるのは、共和国検事または予審の任を負う判事の決定に基づいてのみであり、かつ、二四時間を超えない範囲で、または、警察留置が延長の対象となりえない場合には、一二時間を超えない範囲で司法官が定めた期間内に限られる。

III—①一六歳未満の少年に対する警察留置開始の時点から、共和国検事または予審の任を負う判事は、刑事訴訟法第六三―三条によつて定められる条件の下、少年を診察する医師を指名しなければならない。

②一六歳以上の少年が警察留置に付される場合、その法定代理人には、本条IIの適用において警察留置が通知された際、健康診断を請求する権利を有する旨告知される。

IV—警察留置開始の時点から、少年は、刑事訴訟法第六三―三―一条乃至第六三―四―三条に従い、弁護人による補佐を請求することができる。少年には、直ちに、この権利が告知されなければならない。少年が弁護人による補佐を請求

しなかった場合、この請求は、本条IIの適用において警察留置が通知された際に、この権利について告知された法定代理人によつても同様になされう。

V―①五年以下の拘禁刑で処罰される軽罪の場合、一三歳以上一六歳未満の少年に対する警察留置は延長されえない。
②いかなる警察留置処分も、その処分執行地の共和国検事または予審判事の面前にあらかじめ出頭することなく、延長されえない。

VI―①刑事訴訟法第六四条で定められる、警察留置に付された少年の尋問は、視聴覚記録の対象となる。

②記録が予審の間または判決裁判所で閲覧されうるのは、尋問調査の内容に異議がある場合で、検察官または当事者の一方の請求により、予審判事、少年係判事または判決裁判所の決定に基づく場合に限られる。第一一四条第四項乃至第一一項は適用されない。一方当事者が記録の閲覧を請求する場合、この請求は成立し、予審判事が刑事訴訟法第八二―一条第一項及び第二項に従い裁定を下す。

③記録原本または本条の適用において作成された複製を頒布する者は何人も、一年の拘禁刑及び一五、〇〇〇ユーロの罰金刑に処せられる。

④記録が技術的不能のため実施されえなかつた場合、尋問

調書にその旨記載され、この不能の性質について精確に示される。共和国検事または予審判事は、直ちにその旨通知される。

⑤公訴権の消滅から五年が経過した時点で、記録原本及びその複製は、一ヶ月以内に破棄される。

⑥本条VIの適用態様については、必要な場合、デクレでこれを詳細に規定する。

VII―一人または複数の成人が、正犯者または共犯者として犯罪の実行に関与したことを疑わせる蓋然的理由が一つまたは複数存在する場合、刑事訴訟法第七〇六―八八条が、第六項乃至第八項を除き、一六歳以上の少年に適用される。

(井上宜裕)